

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	あんしん子育て推進課
処分の 名称	助産施設・母子生活支援施設入所に係る費用徴収
処分権者	福祉事務所長
根拠規定	児童福祉法第56条
基準規定	周南市助産施設・母子生活支援施設入所の取扱いに関する規則第4条
処分基準	児童福祉法第56条
不利益処分 をしようとする 場合の 手続	
備考	行政手続条例第13条第2項第4号